

# 天童市 都市景觀形成 基本計畫



# 天童市都市景観形成基本計画の策定に当たって

天童市長 遠 藤 登

今日、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子高齢社会の到来、経済の低迷、地球規模の環境保全への取組など、大きな変化の時代を迎えています。

このような中、本市は、住みよいまちづくりを目指し、「都市型社会の形成」に取り組んできました。しかしながら、都市化や価値観の多様化が進行する中であって、まちの自然的、歴史的、文化的環境から生まれる「風格」「個性」「ゆとり」「潤い」などが求められるようになってきました。

このような要請を受けて、今回、行政、市民及び事業者が、都市景観形成に関するまちづくり活動を行う場合の指針となる「天童市都市景観形成基本計画」を策定しました。これまで本市では、地区計画制度等を活用し、それぞれの地区にふさわしい景観と環境の整備・保全に努めてきました。このたび策定した都市景観形成基本計画は、自然環境の保全や都市景観の形成にとどまらず、まちから醸し出される良好な市民社会の雰囲気や文化、地域に対する愛着心の形成に寄与するとともに、多くの観光客にとっても魅力のあるまちづくりにつながるものと考えています。

今後、この都市景観形成基本計画に基づき、市民の皆様とともに、住むことに誇りの持てるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御支援と御協力をお願いいたします。

最後に、天童市都市景観形成基本計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただいた天童市都市景観市民懇談会委員を始めとする多くの市民の皆様に対し、心より厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

# C O N T E N T S

## 第1章 計画策定の背景

I	本市を取り巻く社会的背景	2
II	本市における計画策定の意義	2
III	本市における計画の位置付け	3

## 第2章 本市の特性

I	自然的特性	6
II	社会的特性	7
III	歴史的変遷と特性	15
IV	本市の代表的景観	17

## 第3章 景観形成のねらいと基本方針

I	景観形成のねらい	22
II	景観形成を考えたまちづくりの目標	23
III	景観形成の取組の基本姿勢	24
IV	景観形成の基本方針	25

## 第4章 景観形成の施策の展開

I	景観形成に係る施策の体系	28
II	景観形成に係る施策の展開	29

## 第5章 景観形成の手法と展開

I	市民、事業者及び行政の取組	42
II	景観形成の手法	43
III	景観形成に係る手法の展開	46

用語解説

五箇年計画＞豊後県都市計画

TENDOSHI TOSHIKEIKAN KEISEI KIHON KEIKAKU

# 第1章 計画策定の背景



## I 本市を取り巻く社会的背景

戦後、我が国は、豊かな国民生活の実現に向け、高度成長に支えられながら、道路、上下水道を始めとする都市の基盤づくりを進めてきました。

しかし、急激な都市開発により生み出された市街地は、自然的環境や歴史的環境を阻害する要因ともなりました。

その後低成長期への移行に伴い、生活に対する価値観の多様化が進行し、量的、画一的な整備に対する反省が生まれ、住民のニーズも物的、量的なものから、質的、精神的、文化的豊かさへと変化していくなかで、まちづくりに対しても「ゆとり」「潤い」「やさしさ」「魅力」「快適さ」「個性」「風格」といったものが求められるようになりました。自然的環境、歴史的環境、文化的環境の価値、人にやさしい空間の必要性が再認識される時期にきています。

都市を構成する要素には種々多様なものがあります。その中で、人の五感で感じ得るものすべてが都市景観であり、特に視覚的な環境を都市レベルで捉えたものが重要になります。

このような時代の流れのなか、まちづくりの目標は優れた都市景観を実現することにあるという認識に立って、総合的にまちづくりを推進することが求められています。

## II 本市における計画策定の意義

昭和30年代から継続的に取り組んできた土地区画整理、都市計画道路、下水道などの都市基盤整備事業を始め、ほ場整備事業、農業構造改善事業による農業の近代化、積極的な企業誘致などによって、利便性が高く、整然とした街並みが形成され、各産業が均衡の取れた成長を果たし、人口増加が著しい活気に満ちた都市として発展を遂げてきました。

本市のこれまでのまちづくりは、良好な宅地供給を目的とした面的整備が中心でした。市街化区域988ヘクタールのうち、土地区画整理事業実施済又は実施中のものは18地区、621ヘクタールで、率にして約63パーセントになります。

一方、街並みを見てみると、個性を競い合うような建築物が建ち、目立つことのみを目的としたような広告看板等が増加するとともに、急激な都市化の進展により、人々がふれあう空間、昔ながらの落ち着いた街並み空間が失われ、羽州街道の宿場町として発達したまちの景観を変えつつあります。

これまで、県指定文化財である旧東村山郡役所の解体復元、土地区画整理事業に伴うふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業、県道のグレードアップ事業、地区計画制度の導入、生け垣補助制度の創設等都市景観形成の一端を担う事業を実施してきました。

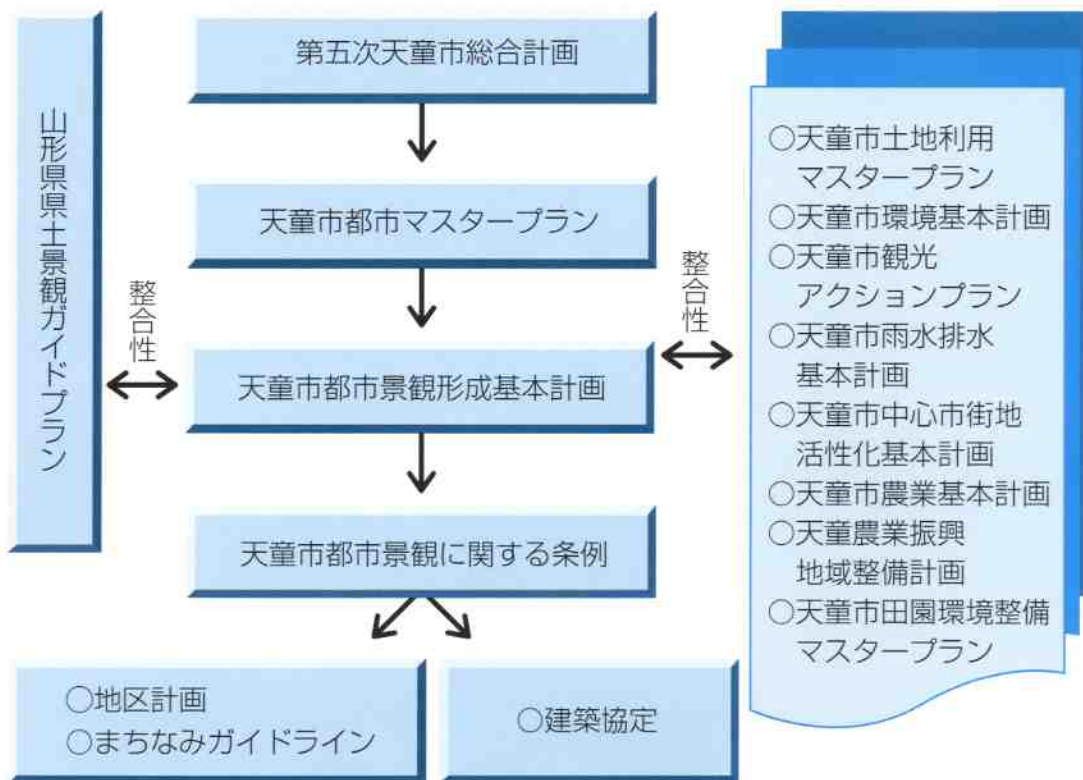
しかし、個々の事業が相互に作用しなくては、周辺地域に波及することが期待できず、また、まちづくりに関する共通認識を持たなければ、統一的なまちの景観は生み出されません。したがって、行政を

始め市民や事業者のまちづくり活動における指針となる、総合的な都市景観形成の基本計画の策定が急務となっています。

都市景観は、単に自然環境や人工的に造られたものの眺めにとどまらず、市民生活や都市活動を通じて醸し出される雰囲気や文化、地域に対する愛着などによって、初めて生み出され、育てられるものです。

住むことに誇りを持てるまちづくりや多くの観光客に対しても魅力あるまちづくりを目指し、優れた都市景観を形成することが本市の発展につながるものと確信します。

### Ⅲ 本市における計画の位置付け



- 1 第五次天童市総合計画を最上位計画とし、生活環境づくりの景観部門の基本となるプランです。
- 2 ガイドライン策定及び景観条例の制定をし、都市景観形成計画を推進します。

## 第2章 本市の特性



# I 自然的特性

## 1 地理的特性

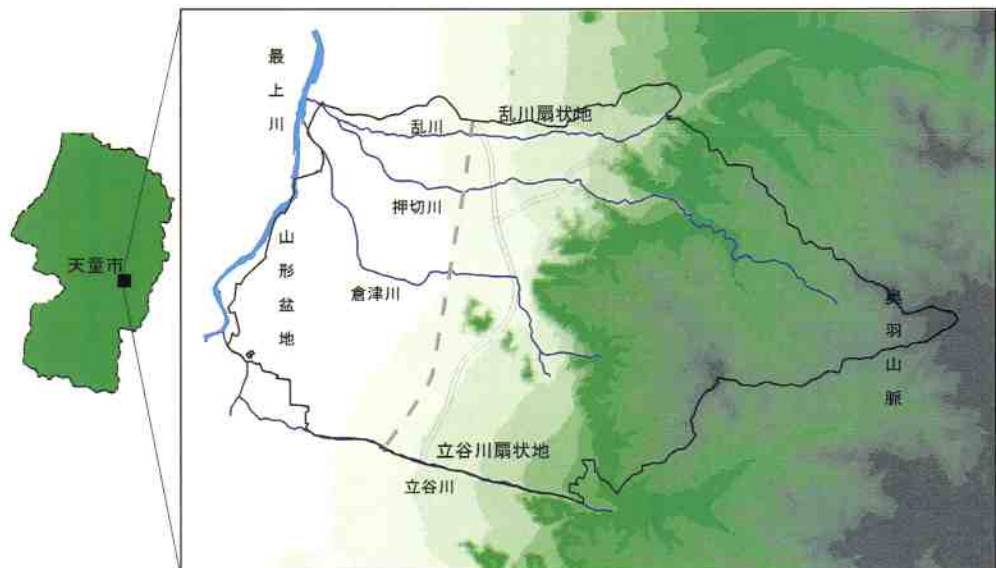
本市は、山形県の中央東寄り、北緯38度21分、東経140度23分の地点を中心とし、東西に約18キロメートル、南北に約10キロメートルの広がりをもっており、総面積は113.01平方キロメートルです。

本市の地勢は、西半分が平地、東半分が山地となっており、東部山間部は奥羽山脈末端丘陵から成り、険しい山々が連なっています。

山地から流れる乱川、立谷川は2つの扇状地を形成しており、中央部は水はけがよく畑作に適しており、扇端部は水量も豊富で水田に適しています。また、市街地中央を倉津川が流れ、舞鶴山、八幡山、越王山が「出羽の三森」を形成しています。

東は奥羽山脈を境に仙台市と近接し、西は寒河江市、南は山形市、北は東根市と接しています。

地形図

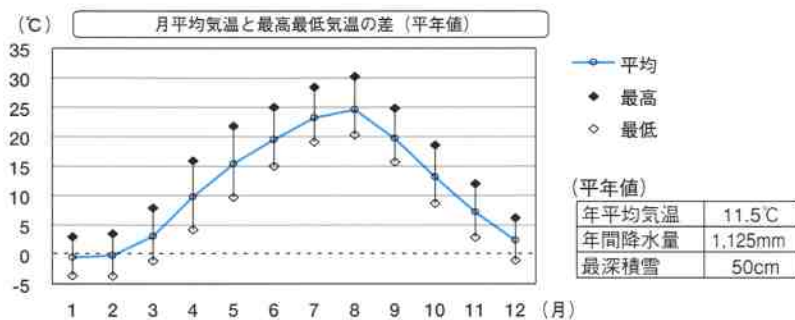


## 2 気象的特性

気候は内陸性気候の特色を持ち、年間平均降水量は1,170ミリメートル、年間平均気温は摂氏11度から12度と、雪国といわれる山形県内でも降雪量は比較的少なく、自然環境に恵まれている地域です。

### 年間降水量

■気象の状況 (山形地方気象台)



資料：地上気象観測平年値 (統計期間：昭和46年～平成14年)



## Ⅱ 社会的特性

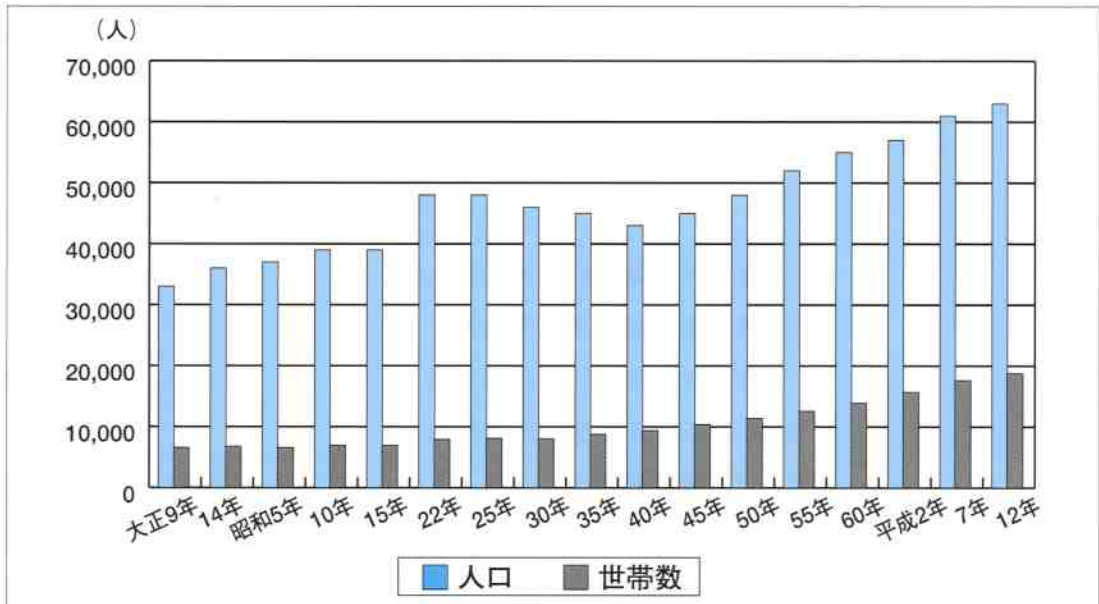
### 1 人口及び世帯

本市の人口は、平成12年の国勢調査において、63,228人で、県内第5位の規模です。平成2年の調査時は57,339人で、10年間で5,892人増加しており、人口増加率では県内第1位となっています。

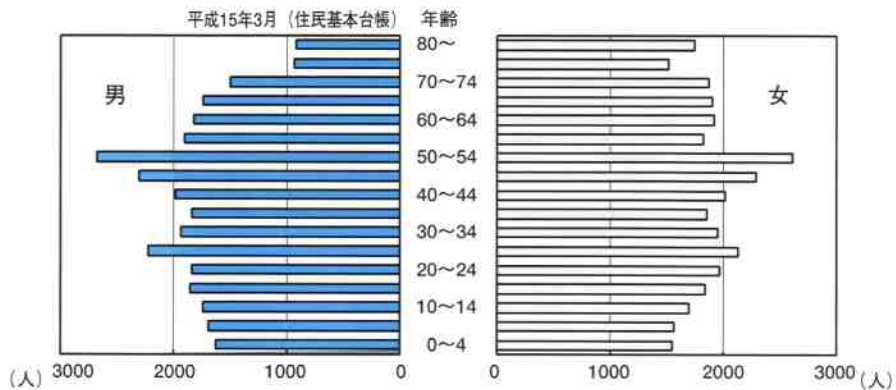
世帯数をみると、平成12年は19,069世帯です。1世帯当りの人員は、3.31人で、近年核家族化の流れのなかで減少傾向にあるものの、県内13市の平均3.07人より多くなっています。

年齢別階層人口はつりがね型に近い構成となっており、近年の年少人口の減少に合わせて高齢人口が増加しており、少子・高齢化の進行を示しています。

人口及び世帯数



人口構成



## 2 土地利用

本市の行政区域は11,301ヘクタールであり、区域区分は都市計画区域7,180ヘクタール、市街化区域が988ヘクタールとなっています。当該市街化区域のうち63パーセントの621ヘクタールで土地区画整理事業が施行されています。

農業振興地域は6,396ヘクタールであり、うち農用地区域が3,783ヘクタールです。

### (1) 都市計画区域

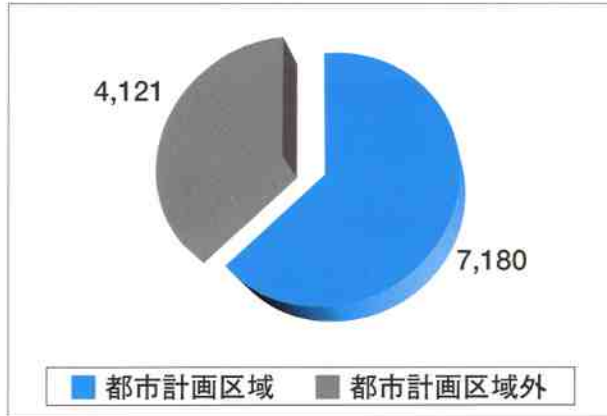
本市の都市計画区域、市街化区域、用途地域及び市街化調整区域の指定状況は、下表に示すとおりです。

住居系用途地域が約6割、工業系用途地域が約3割を占めています。

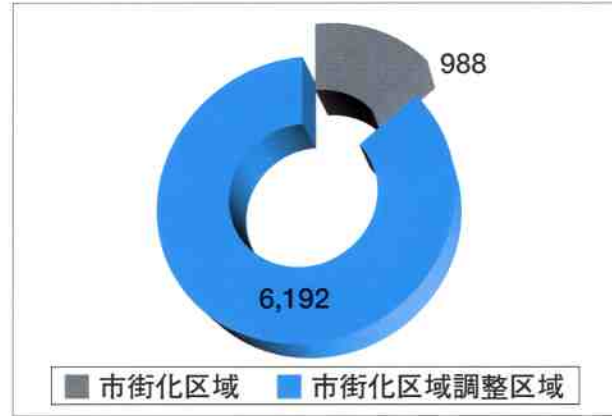
指定状況は山形市との市境である立谷川から東根市との市境の乱川付近までの、国道13号とJR奥羽本線に囲まれた地域を中心に市街地を形成してきました。

		面積(ha)	構成比(%)	
都市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	27	2.7
		第二種低層住居専用地域	27	2.7
		第一種中高層住居専用地域	126	12.8
		第二種中高層住居専用地域	—	—
		第一種住居地域	285	28.8
		第二種住居地域	125	12.7
		準住居地域	10	1.0
		近隣商業地域	4	0.4
		商業地域	97	9.8
		準工業地域	143	14.5
		工業地域	32	3.2
		工業専用地域	112	11.4
		小 計		988
	市街化調整区域		6,192	—
合 計		7,180		

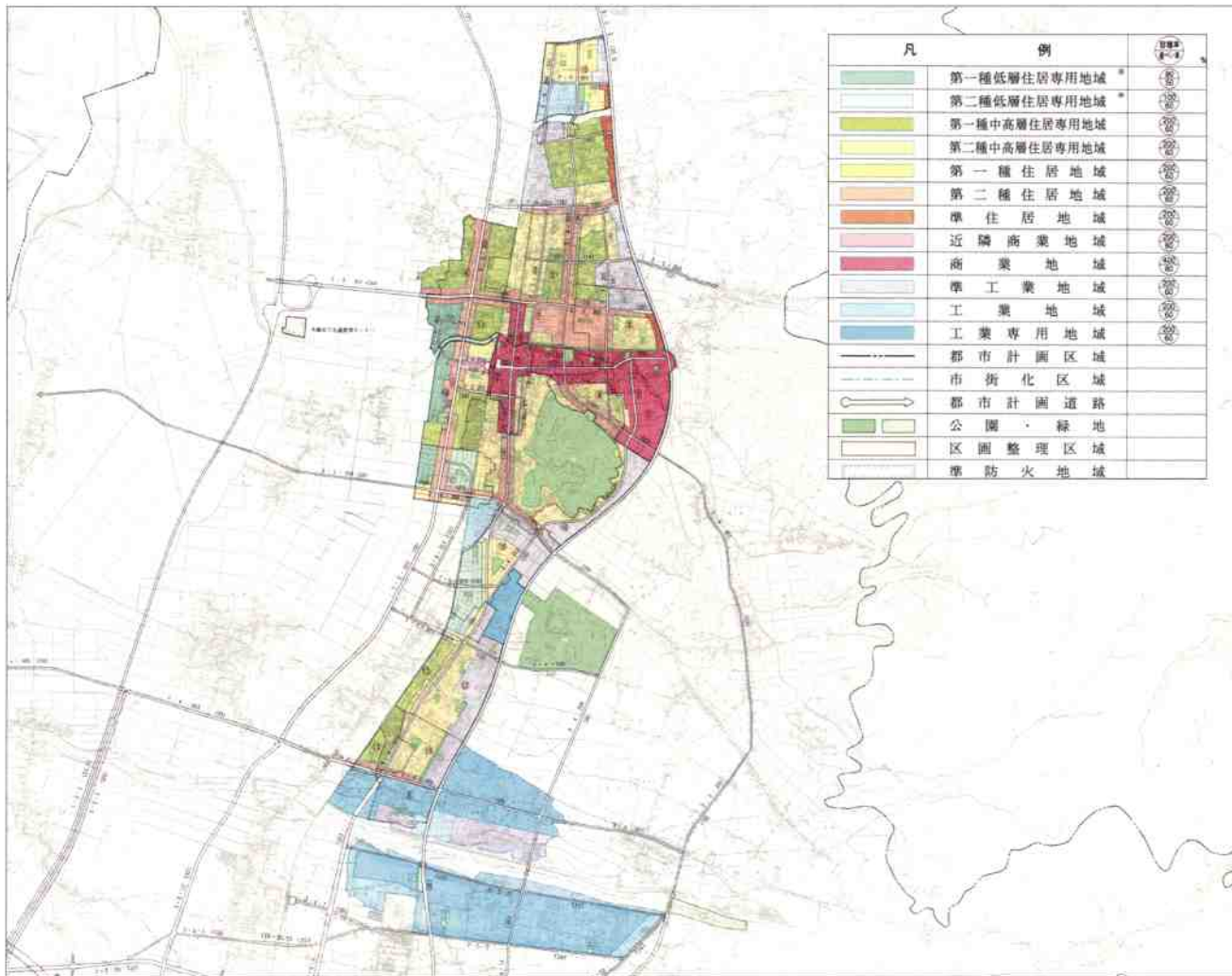
天童市の土地利用 1



天童市の土地利用 2



都市計画総括図



(2) 農業振興地域

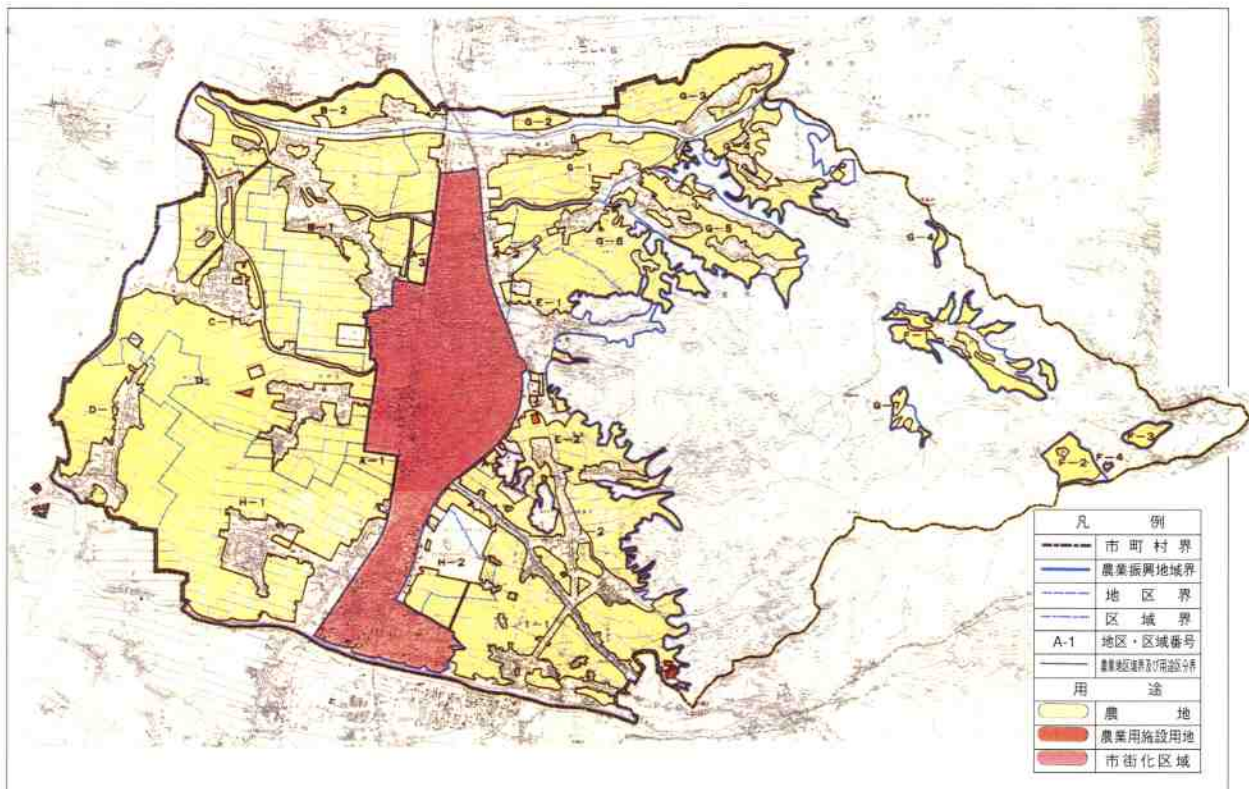
本市の農業振興地域の指定状況は、下表に示すとおりです。

乱川、押切川、倉津川、立谷川等による扇状地から成り立っており、扇頂部から扇中央部（東部地区）にかけての果樹地帯、扇端部（西部地区）の水田地帯、東部山間地帯として利用域の特性をいかし3つに大別されます。

農業振興地域別面積 平成14年3月31日現在

	面積(ha)	構成比(%)
農業振興地域	6,396	100.0
農用地区域	3,783	59.1
農地	3,745	58.5
農業用施設用地	17	0.3
森林・原野	21	0.3
白地区域	2,613	40.9
農地	519	8.1
その他	2,094	32.8

農業振興地域図



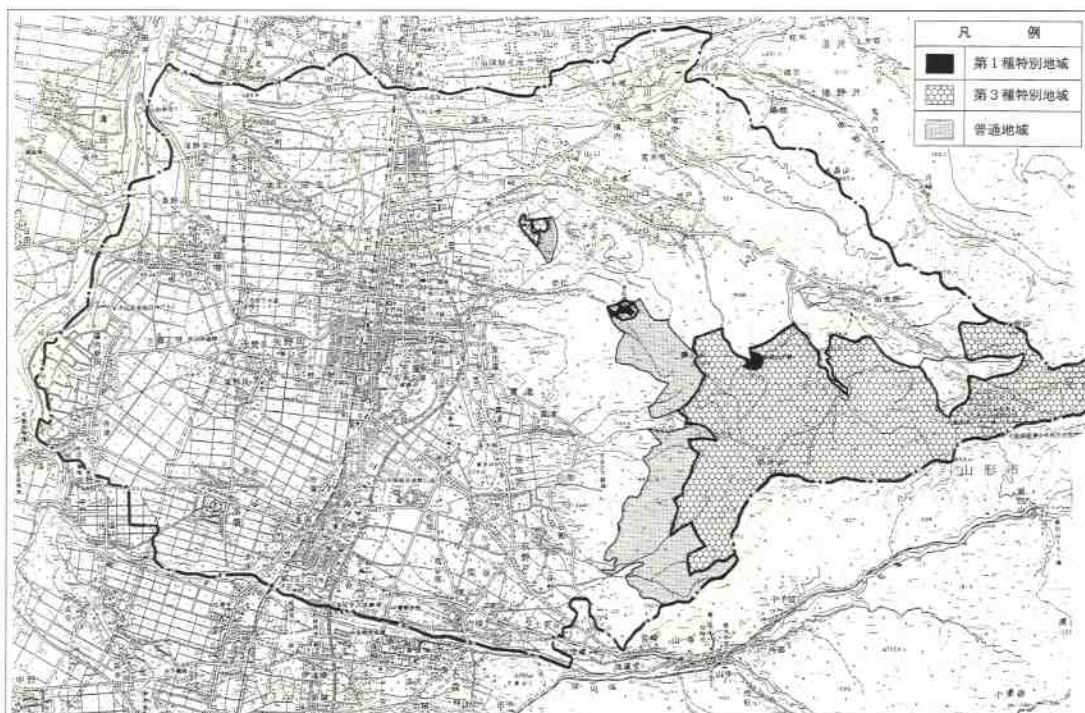
**(3) 森林地域及び自然公園地域**

森林面積は、3,801ヘクタールで、市域面積の33.6パーセントを占めており、天童高原を中心とした東部山間地1,883ヘクタールが県立自然公園に指定されています。なかでも、高瀧山不動尊境内や若松寺周辺の2地域11ヘクタールは、自然公園指定地域の中で第一種特別地域に指定されており、特に自然の保全、保護の必要性の高い地域となっています。

**農業振興地域別面積** 平成14年3月31日現在

	面積(ha)	構成比(%)
特別地域	1,387	73.7
第一種特別地域	11	0.6
第二種特別地域	0	0
第三種特別地域	1,376	73.1
普通地域	496	26.3
合 計	1,883	100.0

**自然公園指定地域図**



### 3 産業

本市の産業別就業者人口の構成比は、第1次産業が12.0パーセント、第2次産業が34.7パーセント、第3次産業が53.3パーセントとなっています。

農業においては、平成12年の農業粗生産額が118億6千万円で、平成7年の142億7千万円と比較して16.9パーセント減少しています。土地区画整理事業等による耕作面積の減少や米・農畜産物の価格の低迷が原因と考えられます。

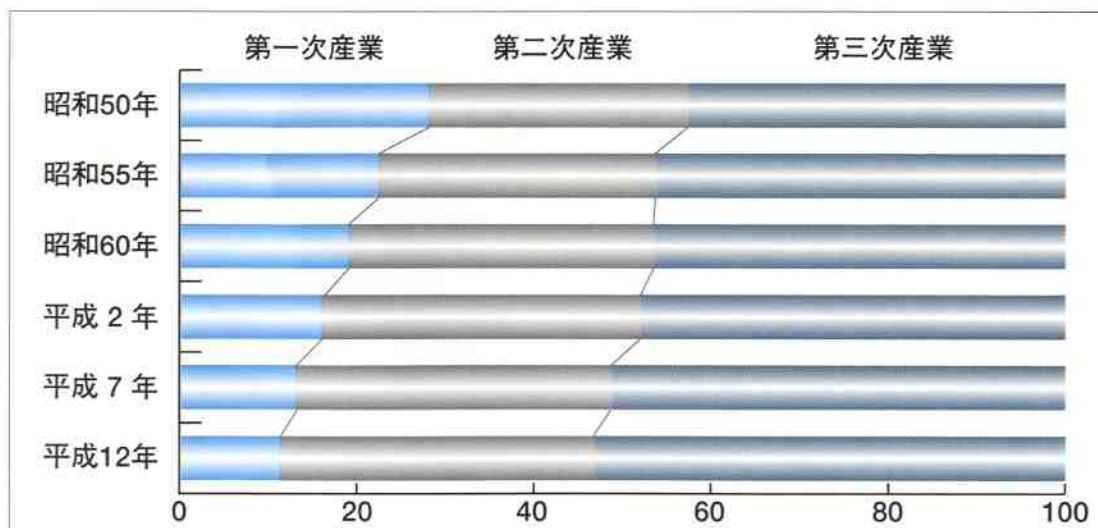
工業においては、電気製造、食料品、機械、家具が主なものであり、製造品出荷額は、平成10年の2,488億1千万円を最高に平成12年では2,007億6千万円となり、減少傾向にあります。長引く景気低迷の影響で人員削減・規模縮小等を余儀なくされている企業もあり厳しい状況が続いています。

商業においては、商店数が減少傾向にある一方、売場面積は増加傾向にあり、店舗の大規模化が進んでいることを示しています。商業圏の広域化や郊外型大型店の進出に伴う競争の激化等商業環境の変化が進むなかで、従来の商店街では、これらに対応した合理化や近代化など中心市街地活性化対策が課題となっています。

観光においては、全国的に知名度が高い将棋駒や天童温泉があり、舞鶴山を中心にした出羽の三森、天童高原、ジャガラムガラなどの自然条件にも恵まれ、また、若松寺観音堂、格知学舎、建勳神社など歴史・文化的条件も備わっています。さらに、さくらんぼ、ラ・フランスなどの果物のほか、地酒や将軍家献上そばなどの味の特産品も多く、他の自治体にはない恵まれた資源を持っています。

しかし、近年の観光産業は、経済の低迷や都市間・観光地間競争の激化を反映し、新たな変革の時期を迎えています。

#### 産業区分別就業の状況



## 4 交通

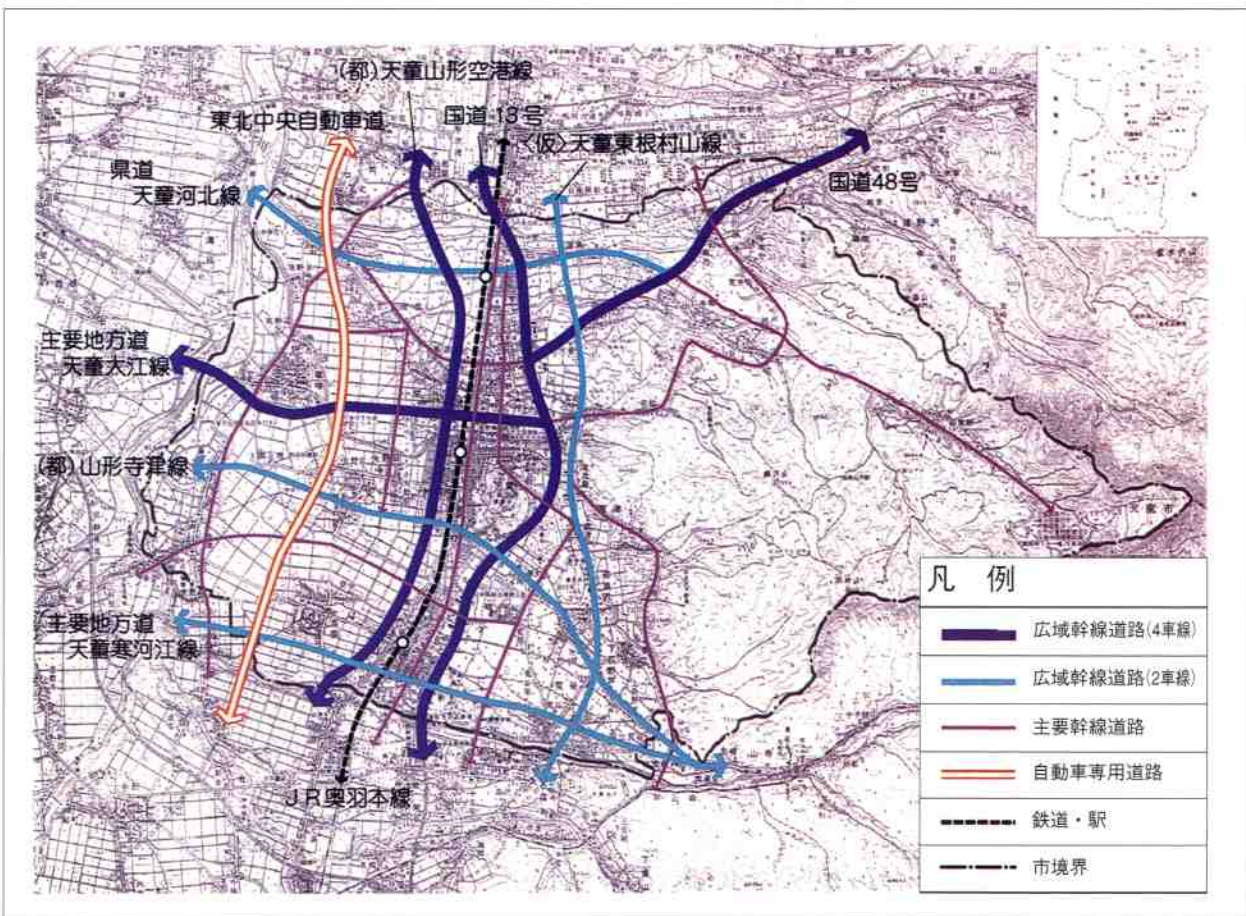
### (1) 道路交通

本市の道路網は、南北に走る国道13号を軸に国道48号や主要地方道、一般県道等により形成されており、また、都市計画道路が区画整理事業などの進捗に応じて整備が進み、市内の骨格道路体系を形づくっています。

また、高速交通体系の一翼を担う東北中央自動車道が、平成14年10月に上山・東根間が開通したことにより、天童インターチェンジを通して全国の高速道路網に直結し、主要都市とのつながりがますます強くなるとともに、国道13号の交通混雑の緩和が期待されます。

都市計画道路の整備状況については、平成14年3月現在で、計画総延長80,180メートルのうち、約58パーセント、46,220メートルが整備されています。

将来幹線道路体系図



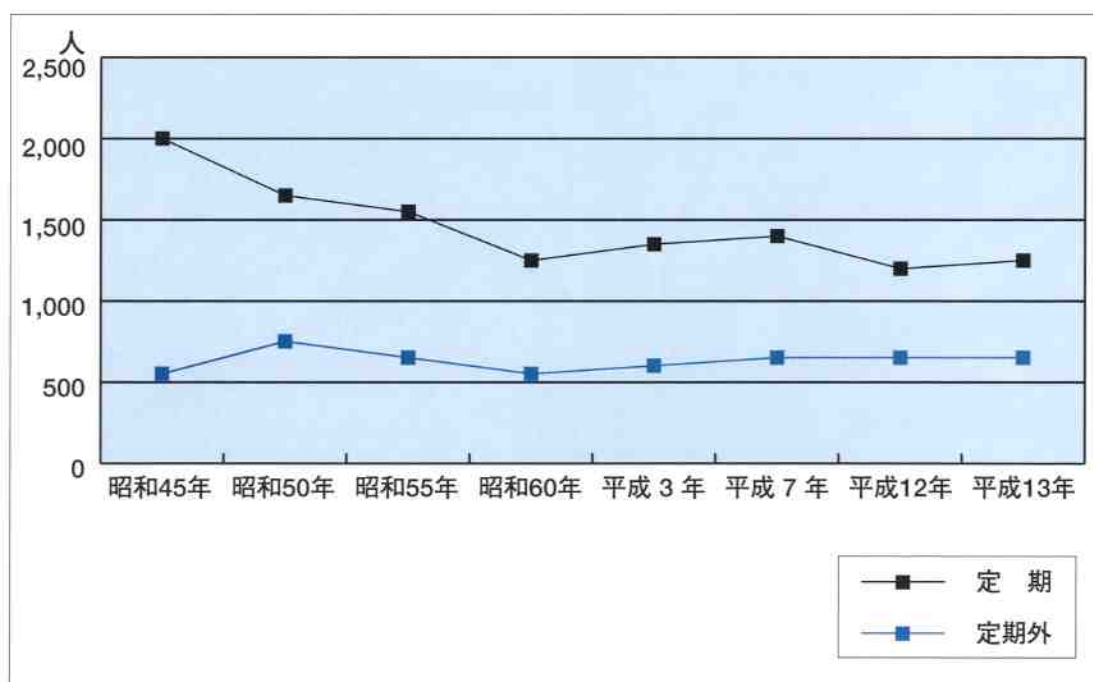
## (2) 公共交通

鉄道については、市域のほぼ中央を南北にJR奥羽本線が走っており、市内には、天童駅、乱川駅、高掬駅の3駅があります。天童駅の乗車人員は、減少傾向にありましたが、山形新幹線新庄延伸以降は1日平均2千人前後で推移しています。

路線バスについては、自家用自動車の普及などにより衰退の傾向が顕著で、これまで複数の路線が廃止されました。しかし、高齢者や身体障害者等のほか通勤・通学者への公共交通サービスとして必要不可欠であるという要請を受けて、平成14年2月から市内巡回の市営バスを運行しています。

また、本市に隣接する東根市に山形空港があり、国内の1日交流圏の拡大と地域社会発展を促進するため、その機能充実や利便性の向上が重要となっています。

天童駅乗車人数（1日平均）





## Ⅲ 歴史的変遷と特性

### 1 歴史的条件

本市の歴史は、約1,500年前の農村集落跡である西沼田道跡が発掘されるなど、その古さをうかがい知ることができます。

「天童」の地名は、天から童子が舞い降りてきたという伝説や、室町の南北朝時代に、南朝方の北畠天童丸が住んでいたことに由来するなどの説があります。

平安時代には、藤原摂関家によって広大な成生荘が統治され、天授元年（1375年）に北畠天童丸に代わって里見頼直が成生から天童に移り、天童氏を名乗って勢力を誇りました。しかし、天正12年（1584年）、山形城主最上義光に敗れ、11代頼久の代に山城は落城しました。山形最上氏の支配は元和8年（1622年）まで続き、その後幕府や諸藩によって細分化され、明治時代まで幾多の変遷をたどることになりました。

天童のまちの起源は、北目を中心として形成された集落といわれています。北目には天童氏とその家臣が住み、舞鶴山の東側に大手門があったといわれています。

その後、寛永年間（1624年～1644年）に羽州街道が整備されると、街道沿いに集落が移動するとともに、江戸時代は宿場町として栄え、一方で、最上川沿岸の集落は船着場として賑わい、上方との文化や経済の交流が盛んに行われていました。

廃藩置県後の明治22年の町村制の施行により、天童町、成生村、蔵増村、寺津村、津山村、田麦野村、山口村、高揃村、干布村、山寺村が形成されました。この頃の天童は、既に羽州街道と奥羽本線が交通軸として機能しており、それまでに形成された市街地が更にこの交通軸に沿って北方向へ帯状に延伸していました。

また、天童町以外の9村についてもそれぞれに中心集落が形成されています。

昭和29年には、1町6か村が合併し、新しい天童町になりました。一方では昭和30年に高揃村と干布村が合併し、豊栄村となり、昭和31年に山寺村の荒谷地区が編入されました。昭和33年に市制が施行され、天童町が天童市となり、昭和37年には豊栄村と合併して、現在の天童市が確立しました。

## 2 文化財・史跡

本市は、古くから成生荘として栄え、中世から近世にかけては為政者の運命とともに盛衰の歴史を重ねてきたことから、その足跡として多くの文化財が残されています。

最上三十三観音の1番札所となっている若松寺観音堂や、全国的にも珍しい古墳時代の農村集落として注目を集めている西沼田遺跡など、計5件が国指定重要文化財や国指定史跡になっています。

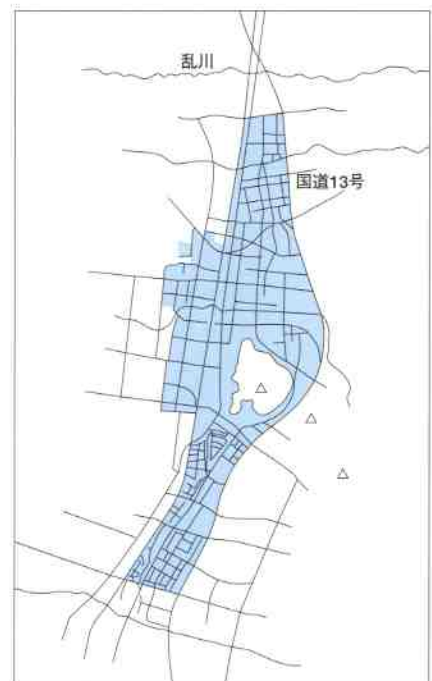
市街地の変遷  
昭和6年



市街地の変遷  
昭和60年



市街地の変遷  
平成14年

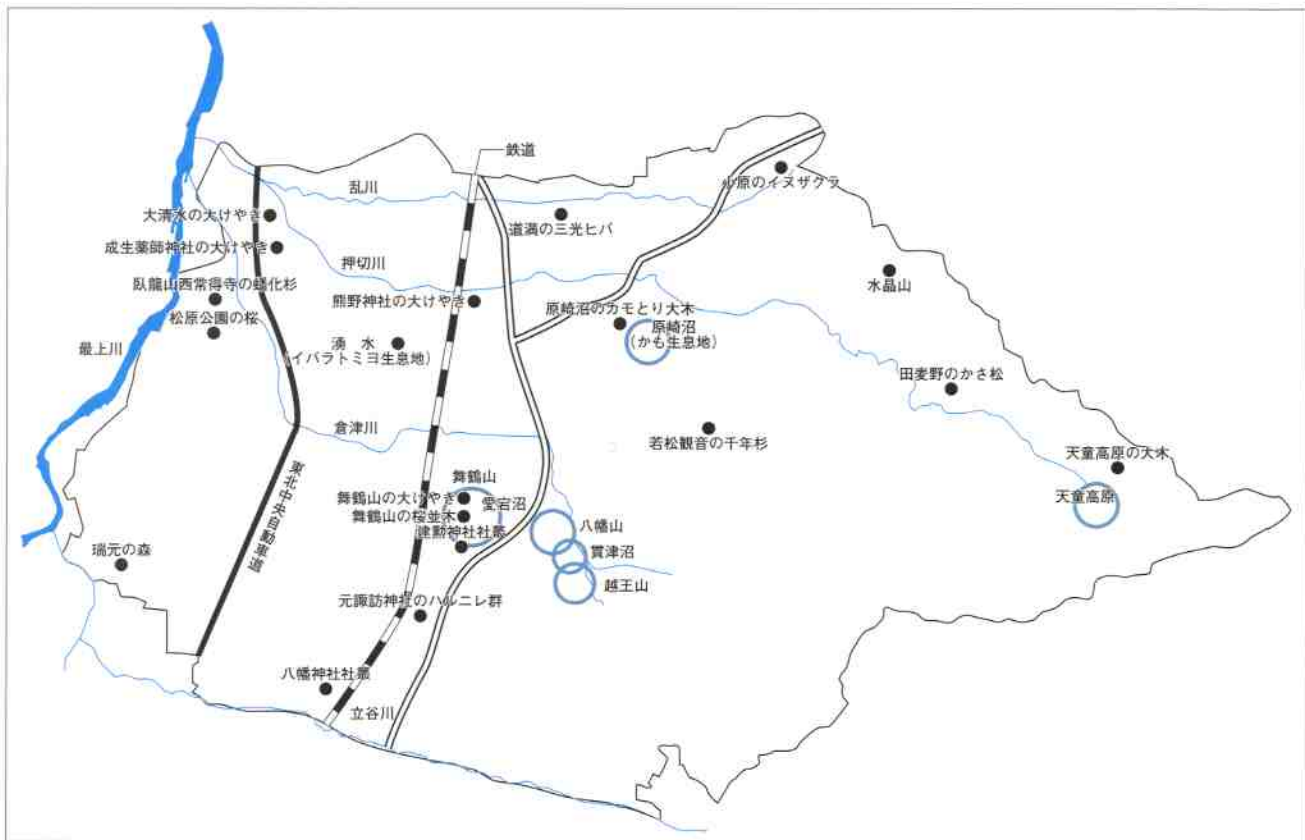


## IV 本市の代表的景観

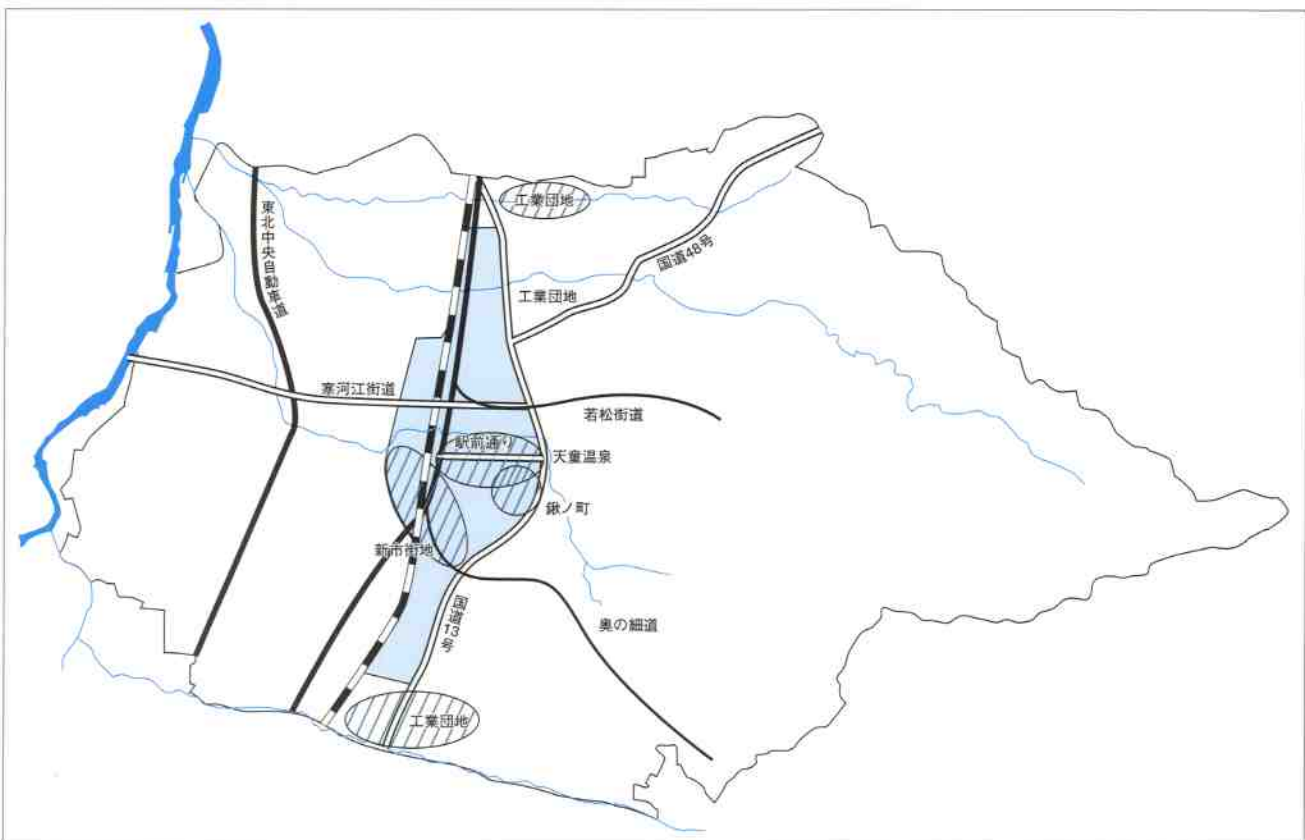
本市における都市景観の要素を、性格的な視点と形状的な視点の2つの側面から整理すると次のようになります。

	自 然	市 街 地	歴 史
面 的	1 出羽の三森 2 田園風景 (樹園) (水田) 3 天童高原 ジャガラモガラ	4 天童温泉 5 街並み (商業地) (住宅地) (工業地)	6 歴史的集落 田園集落 (蔵増) (高揃) (寺津)
	7 河川 (最上川) (倉津川) (押切川) (乱川) (立谷川) (小川・せせらぎ)	8 駅前通り 9 国道13号 国道48号 11 羽州街道 (旧国道13号) 10 主要地方道天童大江 線	12 若松街道
点 的 眺 望	13 山並みの眺望 (月山・朝日山系) (湯上山) (奥羽山系) 14 湖沼 (愛宕沼) (貫津沼) (原崎沼) 15 樹木・樹林	16 駅周辺施設 17 市役所周辺施設 18 鍬ノ町観光施設	19 歴史的建造物・ 文化財・史跡 (旧東村山郡役所) (若松寺観音堂) (西沼田遺跡) (格知学舎)

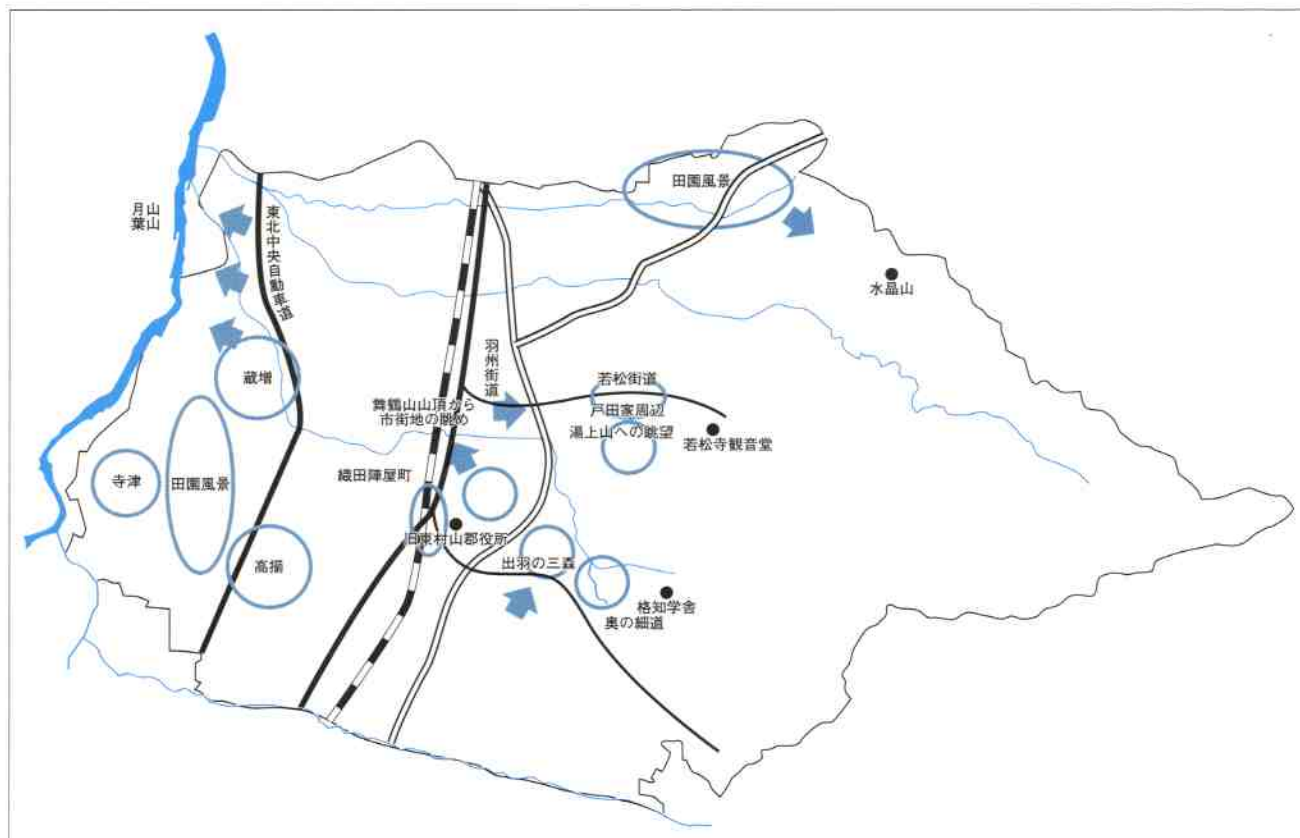
代表的景観要素—山、河川、湖沼、樹木



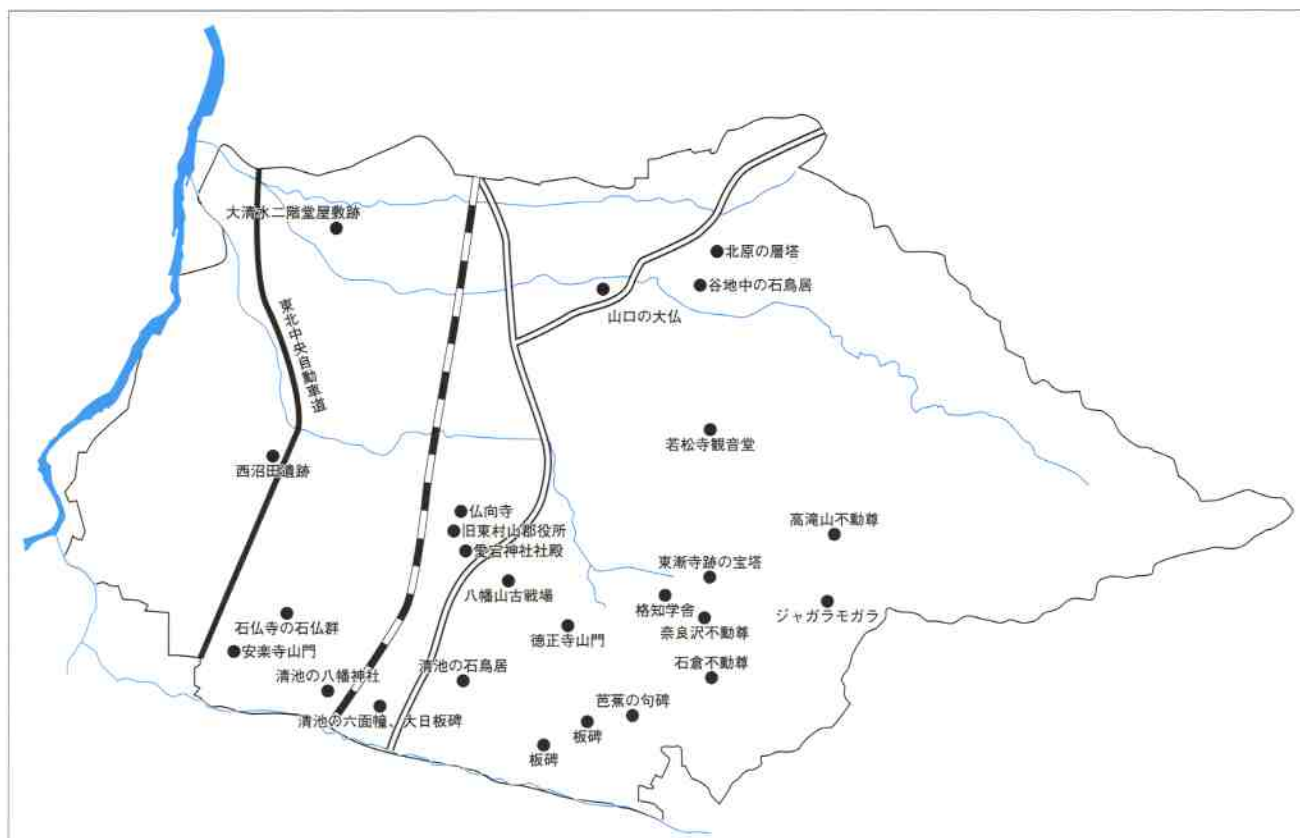
代表的景観要素—道路、街並み



代表的景観要素－眺望、歴史的景観、歴史的建造物



代表的景観要素－寺社、史跡、文化財



### 第 3 章

## 景観形成のねらいと基本方針



# I 景観形成のねらい

本市では、第五次天童市総合計画のまちづくりの目標の一つとして「快適な都市空間を創造するまち」を掲げています。このまちづくりの目標を踏まえた景観形成のねらいは次のとおりです。

## 1 都市景観の資質を更に増進させ、天童らしさを強化します。

- (1) 文化財、史跡、古い建築物などの歴史的資源はもちろん、火の見楼や湧水等の地域的特徴のある資源を、景観資源としてまちづくりにいかします。
- (2) 本市の集落の成り立ちは、城下町、船場町、門前町、宿場町など歴史的経緯を持つものが多く、こうした集落単位の歴史的特徴も重要な景観資源です。これら集落のまちづくりにおいては、地域の特性をいかした施策を推進します。
- (3) 羽州街道や温泉を中心に発展してきた市街地は、土地区画整理事業を中心とした基盤整備により市街地が拡大した反面、歴史的資源を保存する視点や施策がまだ十分に確立されていなかったため、当該事業の実施区域は歴史的資源が乏しくなっていました。今後は、ストリートファニチャーの効果的な設置や電柱類の地中化等を通して、歴史的資源をいかした景観を形成するための施策を充実させるよう努めます。
- (4) 本市の特産品やイベントを活用するとともに他の歴史的資源と調和させ、観光客に天童らしさをアピールします。

## 2 都市空間の魅力を高め、市民生活に文化性と精神的豊かさをもたらします。

都市空間とは、人々が働き、学び、遊び、憩い、休息するといった生活するための器であり、生活するための重要な要素です。

すべての世代に受け入れられる魅力あるまちづくりのため、調和の取れた都市空間を創造することが定住化や都市の活性化につながります。

ゆとりのある生活を実現するため、文化を守り、育て、創り、精神的に豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進します。

## 3 居住地としての都市の質を向上させます。

住む人にとって良いまちとは、そこを訪れる人にとっても魅力的なまちです。

市街地においては、道路・上下水道等基本的な都市基盤は整備されました。さらに、都市型社会に対応するやすらぎ・潤い・快適さといった身近な生活環境を整備し、ゆとりのあるきめ細かなまちづくりを進めます。

## Ⅱ 景観形成を考えたまちづくりの目標

都市景観を考えたこれからのまちづくりを進めるため、次の3つの目標を設定します。

1

### 快適な住みよいまち

(生活的景観)

- (1) 安心して住めるまちづくり
- (2) ゆとりのあるまちづくり
- (3) 機能性とやすらぎの調和したまちづくり

2

### 自然と調和した緑あふれるまち

(自然的景観)

- (1) 自然を大切にしたいまちづくり
- (2) 水に親しめるまちづくり
- (3) 緑を取り入れたまちづくり

3

### 文化の薫る風格のあるまち

(歴史的・文化的景観)

- (1) 文化遺産を活用したまちづくり
- (2) 統一された街並みを持つまちづくり
- (3) 古いものと新しいものが調和したまちづくり
- (4) 誇りや愛着の持てるまちづくり
- (5) 地域の歴史的背景をいかしたまちづくり



## Ⅲ 景観形成の取組の基本姿勢

景観形成の取組の基本姿勢として、次の位置付けを行います。

### 1 守る (保全)

山、水、緑などの自然的環境、文化財、史跡などの文化的・歴史的遺産のみならず、特産品、イベント及び各地域の伝統は、長い歴史のなかで築き上げられてきた貴重な景観財産です。

これらを失うことなく継承し、大切に守ります。



### 2 育てる (育成)

都市景観を構成する要素には、目に見えるもののほか、五感で感じるあらゆるものが含まれます。これら多種多様なものの整合性を図り、調和の取れた都市景観を育てます。

また、行政だけでなく、市民や事業所が主体とならなければ実現できないのが都市景観形成であるため、市民の意識高揚を図り、市民、事業所及び行政が一体となった景観づくりを進めます。



### 3 創る (創造)

中心市街地においては、土地区画整理事業により形成された地区を含めて積極的に中核的な景観資源を創り出していくことが大切です。

既存の田園集落においても、公共施設の整備の場合など、シンボルと成りうる質の高いものを目指すことにより、集落全体に良好な景観を誘導します。



### 4 いかす (活用)

景観が人々に与える作用はいろいろなものがあります。少子・高齢化、国際化といった社会情勢の変化や、産業活動の新しい展開、市民生活の多様化に対応するためにも、都市景観を考慮したまちづくりを行います。



### 5 抑える (制御)

良好な都市景観を形成するためには、調和と統一性が不可欠であり、それを阻害する要因となるものを規制します。



## IV 景観形成の基本方針

### 1 基本的な考え方

基本方針を設定するに当たって、次の3つの考え方を念頭に置きます。

#### (1) 総合性

まちの景観は、各種の景観要素の配置によって、多様な景観を展開しています。

個々の景観要素や部分的景観のみならず、それらを包括した総合的な景観形成を図る必要があります。

#### (2) 段階性及び計画性

新しいまちづくりは、基盤整備に始まり、建築物の建設、外構の整備という段階的な都市形成がなされるため、都市景観の形成には長い期間が必要であるとともに、その維持が重要となります。

また、現存するまちを良好な景観へと誘導していくためには、それ以上の期間が必要となります。

したがって、長期的な指針に基づくコントロールと継続的かつ安定的な景観形成の施策が必要になります。

地域への波及を誘導するための起爆剤となるもの、景観形成のモデルとなるもの、緊急に対応が必要なもの、短期的・中期的・長期的なものなどに分類し、優先順位をつけて戦略的に行うことが必要です。

#### (3) 主体性

都市空間は、公的空間と私的空間に大別されますが、都市景観とはこの2つの空間が複合して形成されたものです。

道路、河川、公園などの公的空間は、市民すべての共有空間であり都市景観の重要な要素として、行政の果たす役割が大きくなっています。

また、私的空間についても多くの人々の目に触れる、都市景観の重要な構成要素であり、公的空間と私的空間との整合と調和をとる必要があります。

したがって、市民及び事業者には私的空間についても公共性を有するという認識を持ってもらうとともに、市は良好な景観づくりのために、市民の景観に対する意識高揚を促す施策を継続的に展開し、市民、事業者及び行政の協働で都市景観を創り上げる必要があります。

## 2 景観形成の基本方針

基本姿勢を基に、景観形成のねらいや目標に即して、次の5つの基本方針を設定します。

### (1) まとまりのある市街地景観の創造

天童市の市街地は古くから形成されたまち若しくは土地区画整理事業によって新しく生まれたまち又は住宅地、商業地、工業地など、さまざまな要素が複合して形成されています。このような混在した市街地をつなぐ道路や街並みに統一感を与え、また、連続性を持たせることによって、まとまりのある市街地景観をつくり上げていきます。

### (2) 眺望景観の確保

本市を取り囲む奥羽山系・月山朝日の山並みや出羽の三森など、本市が誇れる山並みの景観を大切にするために、眺望景観を確保していきます。

### (3) 水と緑あふれる街並みの創造

本市が持つ豊富な自然を積極的に取り入れ、潤いのある生活環境を生み出していきます。そのために、小川、せせらぎ、河川等の水辺空間を身近なものにするとともに、連続的又は象徴的な緑空間を創出することなどによって、潤いと安らぎのある街並みを創造していきます。

### (4) 歴史的集落景観の演出

市街地周辺部の集落には、中世の城下町を起源とする集落や最上川の舟運拠点である船着場として栄えた集落などがあり、歴史の古い集落は、長い時間をかけて固有の住環境を築き上げてきました。こうした集落独自の歴史的及び自然景観を保全・演出することによって、地域の文化を守ります。

### (5) 歴史的文化的景観ネットワークの確立

本市に残る歴史的建造物、文化財、史跡等は歴史的文化的景観となっており、これらの景観拠点を結ぶとともに、市内に幾重にも輪を広げていきます。また、連続性や統一感によって街並みを演出するとともに、観光ルートへと展開するネットワークを確立していきます。

景観形成の施策の展開

TENDOSHI TOSHIKEIKAN KEISEI KIROUN KEIKAKU

## 第4章

### 景観形成の施策の展開



# I 景観形成に係る施策の体系

より魅力的な都市景観を実現していくための施策の体系は次のとおりです。

基本の方針	景観形成の施策
1 まとまりのある市街地景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 天童温泉から鍬ノ町・舞鶴山までを一体的かつ総合的に整備します。</li> <li>(2) JR天童駅から天童温泉までの散策ルートを整備します。</li> <li>(3) 旧国道沿いを羽州街道のイメージに演出します。</li> <li>(4) 幹線道路沿いに特徴ある景観を演出します。</li> <li>(5) 周辺環境にふさわしい建築物等の景観を形成します。</li> </ul>
2 眺望景観の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主要視点場から月山への眺望を確保します。</li> <li>(2) 湯上山の眺望軸を確保します。</li> <li>(3) 舞鶴山の眺望軸を確保します。</li> <li>(4) 田園の景観を保全します。</li> </ul>
3 水と緑あふれる街並みの創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 倉津川の親水空間を整備します。</li> <li>(2) 出羽の三森を整備・保全します。</li> <li>(3) 街並みの緑化を推進します。</li> <li>(4) 保存樹を指定し保存します。</li> <li>(5) 原崎沼を保全します。</li> <li>(6) 天童高原の自然景観を保全します。</li> </ul>
4 歴史的集落景観の演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高掬と蔵増地区の景観は「城下町」として演出・保全します。</li> <li>(2) 寺津地区の景観は「船場町」として演出し、回復を図ります。</li> <li>(3) 若松地区の景観は「若松寺の門前町」として演出・保全します。</li> <li>(4) その他の地域は、その集落の持つ地域文化をいかした景観を演出・保全します。</li> </ul>
5 歴史的文化的景観ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光ルートを整備します。</li> <li>(2) 分かりやすい案内サイン及び説明表示サインの整備を進めます。</li> <li>(3) 歩いて楽しい歴史的文化的景観ゾーンを演出・整備します。</li> </ul>

## II 景観形成に係る施策の展開

### 1 まとまりのある市街地景観の創造

#### 1 天童温泉から楸ノ町・舞鶴山までの一体的かつ総合的な整備

##### <現状と課題>

天童温泉は、街中の都市型温泉ですが、周辺には出羽の三森を始め、自然、歴史、文化面での観光資源にも恵まれています。観光の目的は多様化しており、これらのニーズに対応し、恵まれた観光資源を有効に活用しながら多様な観光サービスを提供する必要があります。

これらのことから、天童温泉、観光拠点となっているわくわくランド、舞鶴山等を結び付ける散策道等の一体的整備が必要です。

##### <展開施策の方向>

- ◆天童温泉と一体となった観光拠点としての楸ノ町地区の整備を推進します。
- ◆天童温泉から楸ノ町を通り舞鶴山に至る散策ルートを整備します。
- ◆舞鶴山の多くの歴史的、文化的な景観資源を整備し、天童温泉からの徒歩による「半日コース」、「一日コース」等の観光コースを設定し、積極的にPRします。

#### 2 JR天童駅から天童温泉までの散策ルートの整備

##### <現状と課題>

JR天童駅から温泉街までの道路には詰将棋や将棋駒を配した施設案内など、将棋駒のまちの雰囲気演出しており観光客に喜ばれています。

JR駅周辺には歴史的・文化的施設が多くありますが、そこに誘導するための表示板や散策を楽しませるための工夫が不足しており、JR天童駅から温泉街までの回遊性の創造が必要です。

##### <展開施策の方向>

- ◆JR天童駅から市美術館、広重美術館、将棋資料館、民芸館などを通り温泉街に至る散策ルートを整備します。
- ◆観光客が歩いてみたいくなるような倉津川の整備を促進します。
- ◆散策ルートを明確にし、観光施設等へ誘導するための案内板、歩道等を整備します。
- ◆散策ルート上に新たな観光資源を創出、演出します。

1 天童温泉から楸ノ町・舞鶴山までの一体的かつ総合的な整備



2 JR天童駅から天童温泉までの散策ルートの整備



### 3 旧国道沿いを羽州街道のイメージに演出

#### <現状と課題>

現在の市街地は、羽州街道の宿場町や市場町を中心に発展してきたもので、かつて松尾芭蕉やイザベラバードも通ったといわれる羽州街道は歴史的原点といえます。

駅前周辺の街並みは土地区画整理事業により明るく近代的になりました。羽州街道のイメージとして、街路樹ではあまり例のない黒松を植栽し、ガス灯を模した街路灯を設置しました。

今後、電線類の地中化等更なる演出を加え、羽州街道と宿場町のイメージアップが課題になっています。

未整備の区間を整備する場合は、羽州街道や宿場町の歴史的・文化的資源をいかした街並みづくりを演出することが重要です。

#### <展開施策の方向>

- ◆整備済みの区間については、電線類の地中化を進め羽州街道のイメージアップを演出します。
- ◆未整備区間については、歴史的文化的資源を保存活用しながら羽州街道のイメージを演出した整備を行います。
- ◆道路だけでなく、沿道の建築物や工作物等についても、蔵造りや歴史的雰囲気を残す建物の保存に努めるとともに、羽州街道の宿場町・市場町のイメージを取り入れた街並みづくりを推進します。

### 4 幹線道路沿いに特徴ある景観を演出

#### <現状と課題>

国道13号は、都市間交通のための幹線道路であり、山形方面から北上してくると、正面に舞鶴山の松の緑が映え、美しい景観を保っています。しかし、近年は、沿道サービス等の施設の立地が進み、建物の外壁の色彩や広告看板等によって景観を損ねるものができています。

市街地を通る主要地方道天童大江線については、運転しやすい道路環境とともに、歩行者にもやさしい歩道空間をつくる必要があります。東北中央自動車道天童インターチェンジへのアクセスにもなっており、今後、自動車交通量の増大が予想されるため、車社会へ対応した道路景観の創出が必要です。

また、通過車両の運転者に対し、本市を印象付けるためのサインが必要です。

#### <展開施策の方向>

- ◆本市への入口ゲートとなる部分に、本市独自のサインを設置することとします。
- ◆山形県屋外広告物条例を適用させながら沿道の広告板等を点検し、条例に違反して景観を阻害するものは除去し、今後の新設についてはその大きさ等を適切に指導します。
- ◆国道13号沿いのランドマークになる舞鶴山・八幡山の景観を保全するものとします。
- ◆主要地方道天童大江線については、車道の拡幅や歩道の整備を推進しながら、歩行者にやさしい空間を創出するものとします。

## 5 周辺環境にふさわしい建築物等の景観形成

### <現状と課題>

街並みにとって最も重要な景観要素の一つである建築物や工作物は、多種多様多彩で、統一性や調和を失っています。市全体のまちづくりのイメージや、地区の特性に合った建築物の在り方を確立し、屋外広告物等の氾濫を防ぎ、周辺と調和した街並みをつくる必要があります。

### <展開施策の方向>

- ◆街並みガイドライン等を策定し、建築物等のルールを定め、統一、調和の取れた街並みとなるよう指導及び誘導するものとします。
- ◆特に重要な地区については、地区計画制度等を積極的に導入し、指導するものとします。
- ◆山形県屋外広告物条例の趣旨に基づき、広告・看板等の大きさや形態等について制限・指導するものとします。

3 旧国道沿いを羽州街道のイメージに演出



4 幹線道路沿いに特徴ある景観を演出



5 周辺環境にふさわしい建築物等の景観形成





## 2 眺望景観の確保

### 1 主要視点場から月山への眺望を確保

#### <現状と課題>

本市から西方やや北寄りに望むことのできる月山の眺望は、本市の眺望景観の代表的なものです。

市内一円から月山を眺めることができます。視覚軸を考えた場合、国道13号から市街地に入ってきたときの道路延長線上及び県道天童河北線を西進したときの道路延長線上及び舞鶴山からの眺望は、重要な景観軸となっています。

#### <展開施策の方向>

- ◆月山が美しく見えるまちとして、その眺望を確保することとします。
- ◆眺望を阻害する要素となっているものを点検し、長期計画により除去することとします。
- ◆眺望を阻害することとなる建築物、工作物等の制限を図り、適切な指導を行います。

### 2 湯上山の眺望軸の確保

#### <現状と課題>

本市の玄関口である天童駅から天童温泉方面を眺めたときに、その背景にあるのが湯上山です。

市街地に最も近い山でありその形はほぼ三角形をしています。温泉街は、この山を借景として取り入れるなど、山並みとの一体的な景観づくりが課題となっています。

#### <展開施策の方向>

- ◆JR天童駅から見た湯上山の眺望を確保することとします。
- ◆眺望を阻害することとなる建築物、工作物等の制限を図り、適切な指導を行います。
- ◆湯上山の自然と緑を保全するよう努めます。

### 3 舞鶴山の眺望軸の確保

#### <現状と課題>

舞鶴山は、本市のシンボルであり、市内どこからでも見ることができ、方向性や距離感を与える重要なランドマークです。また、春の桜、夏の青葉そして秋の紅葉と四季折々に変化し、見る人々を楽しませてくれます。

#### <展開施策の方向>

- ◆道路軸の延長上に舞鶴山が位置する道路については、その眺望を確保するよう努めます。
- ◆眺望を阻害することとなる建築物、工作物等の制限を図り、適切な指導を行います。
- ◆舞鶴山の自然と緑を大切に、特に春の桜、秋の紅葉については、保全と育成に努めます。
- ◆舞鶴山に現存する景観上好ましくないものを除去し、また、今後も建築物や工作物の建造を制限することとします。

## 4 田園の景観の確保

### <現状と課題>

本市は、乱川、押切川、立谷川の複合扇状地に位置するため、東側扇央部は畑、西側扇端部は水田として利用されています。春には奥羽山系の青々とした山々を背景に果樹が開花、秋には月山、葉山を背景に稲穂が風に靡き、黄金の絨毯を敷き詰めたような風景が見られるのは、盆地中央に位置する本市の大きな利点といえます。

しかし、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化などにより、一部に遊休農地がみられ、景観を損ねている箇所があります。

### <展開施策の方向>

- ◆自然と田園を大切にする郷土愛を育成することにより、農地の保全に努めます。
- ◆農業・農村の持つ多面的な機能を認識し、国土の保全や水資源のかん養、良好な田園景観の保持に努めます。
- ◆農地を良好な状態で保全し、景観形成への有効利用を図るため、遊休農地の発生防止と解消に努めます。
- ◆農用地を有効活用するため、果樹や季節の花々を一面に敷き詰めるなど、地域の観光資源と結び付けた田園景観の演出を行います。

1 主要視点場から月山への眺望を確保



2 湯上山の眺望軸の確保



3 舞鶴山の眺望軸の確保



4 田園の景観の確保



### 3 水と緑にあふれた街並みの創造

#### 1 倉津川の親水空間を整備

##### <現状と課題>

市街地を流れる河川の代表である倉津川は、市民にとって最も身近な河川です。両側の緑地には花や木が植栽され、人々に潤いを与えてくれます。

今後は、ゆっくりと鑑賞する場所をつくるなどもっと親しみやすい川にする必要があります。

また、直線的な流れではなく、曲線を取り入れた面白さや、流れ込む水源を確保し、良好な水質を保つなどの改善をする必要があります。

##### <展開施策の方向>

- ◆中央公園と一体となった親水空間の整備を検討します。
- ◆三面張りの良否を検討し、有機的材料を用いた改修について検討します。
- ◆中洲の設置や植栽等、自然的な親しみの持てる川の流れをつくるものとします。
- ◆川面や緑地の花が観賞できる場所を確保し、ベンチ等休息施設の充実を図るものとします。
- ◆水質の改善策について検討するものとします。

#### 2 出羽の三森を整備・保全

##### <現状と課題>

3つの山と2つの沼を擁する出羽の三森は、本市の最も代表的かつ重要なシンボルの一つです。舞鶴山は歴史的文化的景観要素も多く、65.3ヘクタール全体が都市公園として位置付けられており、観光、レクリエーション、憩いの拠点となっています。桜まつりを代表する「人間将棋」が行われる所でもあり、今後ともPRする必要があります。

また、舞鶴山は天童公園として整備が進められています。供用している部分は、まだ一部ですが、散策路等の整備も順次進められています。

八幡山北面の採石場跡地は植栽が進んでいますが、より一層緑を回復する必要があります。貫津沼周辺には人々の憩いの場が少なく、もっと自然景観をいかにする必要があります。

越王山は自然の活用という点から人の手が増えられておらず、舞鶴山、八幡山との一体的な保全・整備が必要です。

##### <展開施策の方向>

- ◆舞鶴山、八幡山、越王山、愛宕沼、貫津沼を一体とした総合整備計画を策定し、長期的かつ段階的に整備します。
- ◆景観阻害要素を点検し、除去するとともに、今後景観を阻害するおそれのあるものを制限することとします。
- ◆緑、水等の自然、歴史的・文化的史跡等の調和した景観を創出することとします。
- ◆貫津沼を活用し、眺望の場、憩いの場等の整備を検討します。
- ◆舞鶴山、八幡山、越王山について、それぞれ「観光、レクリエーションの森」、「憩いと体験の森」、「自然と生き物の森」といった明確な位置付けを行い、整備及び保全を行います。
- ◆出羽の三森を結ぶ散策路を整備することとし、市民が幅広く利用できるようにします。

### 3 街並みの緑化を推進

#### <現状と課題>

緑は人々に潤いと安らぎを与える重要な景観要素です。道路、公園などの公共施設は積極的に緑化を推進する必要があります。

また、私有地に対しても緑化を指導、推進することが必要です。

#### <展開施策の方向>

- ◆街路樹等は育成・点検をし、不備なものについては補充等の整備を行います。
- ◆公共施設は積極的に緑化を推進します。
- ◆生け垣補助制度を更に推進し、住宅地の緑化を誘導します。
- ◆要所にポケットパーク等を設置し、安らぎを与える場所をつくることとします。

### 4 保存樹を指定し保存

#### <現状と課題>

市内には市指定文化財となっている樹木のほか、大樹や古樹などが点在しており、鎮守の杜など、その地区のシンボルとなっているものは、今後とも保存する必要があります。

#### <展開施策の方向>

- ◆地区のシンボルとなっている樹木や樹木群を抽出することとします。
- ◆保存樹又は保存林として指定し、樹木の良好な保育と管理を推進します。
- ◆必要に応じて、樹木の周辺を併せて整備し、ポケットパークとして演出します。

1 倉津川の親水空間を整備



2 出羽の三森を整備・保全



3 街並みの緑化を推進



4 保存樹を指定し保存



## 5 原崎沼の保全

### <現状と課題>

全体的に周囲は山や林に囲まれ自然景観が残されています。水と緑が一体となった空間は貴重で、憩いの場として今後とも保全の必要があります。

また、原崎沼は鴨の生息地として知られており、鴨猟の網を張るため枝を払ったといわれている松が点在しています。

沼は現在、へらぶな釣りの愛好者に利用されていますが、広く市民の憩いの場として利活用するための整備が必要です。

### <展開施策の方向>

- ◆市民の憩いの場としての整備を進めます。
- ◆案内サインを整備し、広くPRを行います。

## 6 天童高原の自然景観の保全

### <現状と課題>

天童高原は、キャンプ場、放牧場、ロッジの管理棟で構成されており、春の山菜、夏のキャンプ、秋の紅葉、冬のスキーと四季を通して高原の魅力を満喫できます。また、面白山の登山口にもなっており市内はもとより宮城県からのハイカーも多く訪れています。

ウォーキングセンターや遊歩道が整備されましたが、市民、観光客がもっと自然に親しみレクリエーションや憩いの場として利活用できる整備が必要です。

### <展開施策の方向>

- ◆草原や樹林からなる緑豊かな高原の景観を保全します。
- ◆家族連れを対象にした自然にふれあう体験の場を創出することとします。
- ◆自然に合った樹木の植栽を行い、山林景観の魅力づくりを進めます。
- ◆スキーシーズンだけでなく、四季を通じたPRを行います。

5 原崎沼の保全



6 天童高原の自然景観の保全



## 4 歴史的集落景観の演出

### 1 高揃と蔵増地区は「城下町」として演出・保全

#### <現状と課題>

高揃と蔵増は、城下町としての面影を顕著に残している集落です。城下町特有の形状をした道路網が残っており、道路整備については利便性ばかりでなく歴史的、文化的に貴重な集落景観との調和が必要です。高揃の各所に数多く残っている板塀は、歴史的集落を演出するためには重要な景観要素で、これを保全することが必要です。また、蔵増にある堀跡は保全に努め、より効果的に演出することが必要です。

集落全体が歴史的観光資源になり得ることを認識する必要があります。

#### <展開施策の方向>

- ◆ 居住者に対し、集落の歴史的文化的重要性を啓発することとします。
- ◆ 基本的には現在の道路を残すこととし、拡幅整備を行う場合は、構造や材料に考慮して城下町らしさの演出を行います。
- ◆ 堀跡を調査しながら、見せるための演出を行います。
- ◆ 城下町特有の景観の保全に努めます。
- ◆ 板塀の保全又は設置を推進します。
- ◆ 歴史的街並みを保全・形成するため、建築物や工作物等のデザインを統一するためのガイドラインを策定し、指導、誘導することとします。

### 2 寺津地区は「船場町」として演出・回復

#### <現状と課題>

寺津は、江戸時代以降最上川舟運の重要な船着場として栄えましたが、交通手段の変化とともに、現在その面影を見ることはできません。船着場であった旧須川の三日月湖は、近年まで当時の面影をとどめていましたが、現在は水郷寺津沼公園として整備されています。船着場として繁栄した当時の様子は水郷寺津資料館で見ることができます。

また、県内有数の船着場であったことや白鳥の飛来地などを観光資源として、地区の活性化に結び付けることが必要です。

#### <展開施策の方向>

- ◆ 船着場であった旧須川の面影を復元することとします。
- ◆ 船着場であった旧須川周辺やそこに至る道路等を整備します。
- ◆ 観光資源としての活用を検討し、市内外にPRしていきます。

1 高揃と蔵増の城下町としての景観を保全



2 寺津の船着場としての景観を回復



### 3 若松地区の景観は「若松寺の門前町」として演出・保全

#### <現状と課題>

最上三十三観音の第1番札所である若松寺の門前町であった若松街道沿いは、大樹並木や板塀・古い家屋が多く残っており、歴史を感じさせる街並みは今なお荘厳な雰囲気を残しています。若松寺に至る道路の一部が狭く車の通行に支障を来しています。

#### <展開施策の方向>

- ◆現在の道路形状を保全し、交通緩和には別ルートの新設道路で検討します。
- ◆大樹並木は保存樹として今後とも保存することとします。
- ◆板塀の保全又は設置を推進します。
- ◆昔の参道を復元、整備し、歩いて巡礼できるようにすることとします。

### 4 その他の地域は、その集落の持つ地域文化をいかした景観を演出・保全

#### <現状と課題>

田園集落には寺社、望火楼、石垣、鎮守の森、湧水、眺望景観など数えきれない歴史的自然的景観が存在しています。それは長い時間をかけて固有の地域文化で築き上げてきたものです。

まち全体の調和を図りながら地域独自の景観を維持、演出し、地域の文化を大切に保全しなければなりません。そのためにガイドラインを策定し、指導・誘導する必要があります。

#### <展開施策の方向>

- ◆地域の歴史的自然的景観を大切にしよう啓発を行います。
- ◆地域の特性をいかした景観にするため、地域ごとに建築物や工作物等のデザインを統一するためのガイドラインを策定し、指導、誘導することとします。

3 若松寺の門前町としての景観を保全



4 地域文化が生きる田園集落の景観の保全



## 5 歴史的文化的景観のネットワークの確立

### 1 観光ルートの整備

#### <現状と課題>

市内に散在する景観拠点は観光拠点としても貴重な資源ですが、現在、点として存在している状況です。各拠点を結び付け、線（ルート）として整備する必要があります。

#### <展開施策の方向>

- ◆地区別要素、目的別要素及び市全体の代表的要素を整理することとします。
- ◆地域ごと、目的ごとのルートを設定することとします。
- ◆交通手段に合わせた、各ルートについての整備を行うこととします。

### 2 分かりやすい案内サイン及び説明表示サインの整備

#### <現状と課題>

ルートに応じた観光客を誘導するため、だれでも理解できる手段を講じる必要があります。また、魅力を伝える案内サインを設置し、各ルートをPRする必要があります。

#### <展開施策の方向>

- ◆観光ルートマップを作製し、PRを行います。
- ◆ルート上に案内板等誘導標識を整備することとします。
- ◆ルートを活用した行事を検討しながら、意識の高揚を図ることとします。

### 3 歩いて楽しい歴史的文化的景観ゾーンの整備

#### <現状と課題>

重要な観光施設や史跡があっても、駐車場や道路事情が悪く、訪れにくいところがあります。特に来訪者がバスで訪れることができないところがあります。

#### <展開施策の方向>

- ◆歩いて楽しい雰囲気をつくるとともに、駐車場の共同化を図るなど、受入れ態勢を整備、強化します。
- ◆歴史的街並みや文化的雰囲気を阻害しない道路整備を行うこととします。



1 観光ルートの整備



2 分かりやすい案内サイン及び説明表示サインの整備



3 歩いて楽しい歴史的文化的景観ゾーンの整備



## 第5章 景観形成の手法と展開



# I 市民、事業者及び行政の取組

都市景観形成を推進するに当たり、整備の対象となる景観要素は五感で感じるものすべてであり、都市の空間全体です。したがって、公共施設だけでなく、都市空間の大部分を占める私有地や事業用地が都市景観に大きな影響を与えるため、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。このため市民、事業者及び行政が連携を図り、それぞれの立場で協力し、総合的に取り組む必要があります。

## 1 市民及び事業者の取組

広大な私的空間が景観形成にとって大きな比重を占めているという認識を深め、市民それぞれが郷土愛を持ってまちづくりに参加することが重要です。景観形成を推進するためには、建築物の建設又は建築物若しくは土地の維持管理に際し、市民それぞれの景観に配慮したまちづくりへの自覚と協力が必要です。そのために、まちづくり協定等の締結や活動へ積極的に取り組むこととします。

また、事業者においても、施設の規模から景観に与える影響は大きく、建築物や工作物の設置、構内の緑化等の環境整備に際しては、景観形成に積極的に取り組むこととします。

## 2 行政の取組

市の公共事業の実施に当たっては、それが景観形成の先導的役割を果たすことを認識し、景観への配慮を行い、市民や事業者の景観形成に対する意識の高揚を図ります。また、国や県等の行政機関が実施する各種事業においても、景観形成への理解と配慮を求めます。

市民や事業者に景観形成の重要性を認識してもらうためのPR活動や情報提供を行うとともに、まちづくり協定等の活動や締結など独自の取組に対しては、積極的に支援、協力等を行います。

## II 景観形成の手法

景観形成には次のような手法が挙げられますが、これらは個々に行うものではなく、相互に関連付けながら推進していく必要があります。

### 1 行政による公的空間の景観形成

公共施設整備を始めとする公的空間の環境整備は、景観形成上重要な役割と影響を有しており、景観形成の模範となるべきものでなければなりません。そのために、各種事業の実施に当たっては、ユニバーサルデザインなども含めて総合的観点から計画を策定し、事業を推進します。

#### (1) 道路

機能や地区の性格に応じ、特に歩行者空間に配慮した安全で快適かつゆとりと潤いのある景観を演出できるように、緑化の推進、歩道の工夫、ストリートファニチャーの効果的な設置、街路灯のデザイン化、ポケットパークの整備等に努めます。また、電線類の地中化を推進します。

#### (2) 橋梁

橋梁は、河川景観と道路景観の両景観軸の接点を成す重要な景観要素であり、地区の特性に配慮し、形態、材料、色彩等については周辺環境に調和した意匠とするとともに、眺望起点としての機能にも配慮した、ゆとりのあるものとなるよう計画します。



#### (3) 公園・緑地

市民の憩いの場となる公園や緑地については、明確な性格付けを行うとともに、地区の特性に配慮したものとし、植栽等により緑化を推進し、都市空間にゆとりと潤いを与える空間づくりを促進します。



#### (4) 標識・案内板

これまでの標識や案内板の設置目的は目的地までの道案内の情報提供が主でした。これからは、これに加えてまちの魅力を伝え、まちの活性化へとつなげる役割を重視し、設置位置や取付方法等においても景観に配慮し、標識・案内板等の集合化や周辺との調和に努めます。



#### (5) 公共建築物

公共建築物は景観要素としての重要度が高く、景観形成における先導的役割を果たす意義は大きいものがあります。したがって、景観形成に配慮した適切な敷地面積、土地利用、建築物の配置・規模、意匠について十分に検討し、その機能や立地条件、地域特性をいかした計画を策定します。

## 2 規制及び誘導による景観形成

私的空間の景観形成を図る手法としては、規制及び誘導があります。このための基準や指定は、市民、事業者及び行政が協働で策定することにより、実効性のあるものにしていきます。

### (1) 景観形成重要地区の指定

歴史的街並みを保全すべき集落、市街地において特に景観に配慮しなければならない地区等を、「面」として指定することとします。指定された地区においては、その地区の特性に応じた景観形成の方針や基準を定め、建設行為等の事前協議、届出制度等の実施により、景観形成の規制、誘導を図ります。

### (2) 景観形成重要軸の指定

歴史的街道、代表的河川、眺望軸等特に景観に配慮しなければならない軸を、「線」として指定することとします。これらの軸自体は主として公的空間ですが、沿道、沿線等景観形成上

重要な私的空間について、景観軸の特性に応じた景観形成の方針や基準を定め、事前協議、届出制度等の実施により、規制及び誘導を図ります。

### (3) 景観形成重要拠点の指定

歴史的・文化的史跡、建築物、保存樹、保存林、眺望点等景観形成上重要な要素となっているものを「点」として指定することとします。指定された物件を現状変更する場合は、事前協議や届出制度等の実施により保全を図ります。

### (4) 建築物ガイドラインの策定

建築物の形態及び意匠、造成等の外構、緑化等市全域に共通したガイドラインを策定することとします。建築物等の建設に当たっては、ガイドラインに沿ったものとなるよう誘導することとします。

また、特に景観形成上大きな影響を及ぼすと考えられる大規模建築物や大規模敷地については、必要により別途基準を定め、事前協議や届出制度等の実施により基準に適合するよう指導することとします。

### (5) 地区計画制度の推進

それぞれの区域の特性にふさわしい良好な居住環境を整備、保全する地区計画制度を推進し、地域の特性に合わせた土地の利用、建築物、垣・柵、屋外広告物等に関する地区計画制度を推進し、計画内容に適合するよう指導することとします。

### (6) まちづくり協定の推進

それぞれの区域のまちづくり方針に沿って、良好な居住環境を整備・保全するため、区域の住民等が街並み、景観等に関する協定を行い、地域の特性に応じた土地の利用、建築物、垣、柵、屋外広告物等に関するルールを取り決めるなどのまちづくり協定を推進します。

## Ⅲ 景観形成に係る手法の展開

### 1 景観に関する条例の制定

前項で掲げた景観形成重要地区等の指定など、景観形成の手法を展開するためには、街並みや眺望などの景観に関する条例を制定し、その位置付けを明確にする必要があります。

景観形成はこれからのまちづくりの重要課題です。しかし、一方的な規制のみで達成できるものではなく、市民、事業者及び行政が協働で推進するものです。

したがって、当該条例は、具体的な規制を定めるものではなく、景観形成の在り方、取組の姿勢や手法を位置付けるものとし、具体的な規制については、別途目的に応じた条例、規則、要綱、基準等を定めます。

### 2 制度や施策の活用

都市景観の要素には土木、建築、農業、文化、歴史等多種多様で、広範囲にわたっており、関連する制度や施策も多様です。これらの制度や施策は、ほとんどの場合景観形成を直接の目的としたものではないため、実施に当たっては、景観形成の観点から積極的にこれらを活用し、関係機関団体と連携を取りながら総合的運用を図る必要があります。

### 3 広報及び啓発活動

良好な景観を形成するためには、市民及び事業者の理解と協力が必要です。そのためには、市民及び事業者が認識を高め、積極的に参加できる協力体制づくりが必要です。

広報紙、パンフレット等による幅広い広報活動を行い、景観形成に対する理解を深めます。また、講演会、写真展等の開催や誘致を行うなど、景観形成への関心を高めるための啓発活動を行います。

### 4 市民活動への支援

積極的に景観形成を進める市民団体等を育成するため、団体の活動を支援することとします。

また、条例、基準、要綱等で指導するだけでなく、景観形成上有効と思われる事業には、積極的に支援を行うこととします。

## 用語解説

### ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

### ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするに当たって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考えること。

### ストリートファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、電車、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小建造物やベンチ、街頭灯、郵便ポスト、くず入れなどが含まれる。

歩道を、単に歩くための空間としてだけでなく、楽しく散策することができるようにするための施設で、デザインに趣向を凝らしたものが多い。

### 三面張り

三方をコンクリートで囲まれていること。



# 天童市都市景観形成基本計画

発行日  
平成15年3月

編集・発行  
天童市建設部都市計画課  
〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号  
TEL (023) 654-1111 内線422

印刷  
豊田太印刷所